

## J R 肥薩線坂本駅再整備調査検討業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、J R 肥薩線坂本駅再整備調査検討業務（以下「業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する際の手続について、必要な事項を定める。

### 2 業務委託名

J R 肥薩線坂本駅再整備調査検討業務

### 3 業務内容

「J R 肥薩線坂本駅再整備調査検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

### 5 契約限度額（予算額）

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 6 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 令和8年（2026年）6月1日時点で、次の項目において熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格を有していること。
  - ① 業務委託 - 調査業務 - 都市計画関係調査
  - ② 業務委託 - 調査業務 - 交通関係調査
  - ③ 業務委託 - 調査業務 - 市場・世論調査
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいづれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること
- (7) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）において、国・地方公共団体等（これらが設立した協議会を含む。）が発注する公共交通等に関する計画策定業務を元請けとして履行した実績を有すること。
- (8) 提案者と雇用契約を結んでいる技術士（建設部門「都市計画及び地域計画」）の資格を有した管理技術者及び照査技術者を本業務にそれぞれ配置できること。
- (9) 国税、都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

## 7 実施スケジュール

公募開始	令和8年（2026年）6月 5日（金）
質問書の提出期限	令和8年（2026年）6月12日（金） 17時まで
質問への回答	令和8年（2026年）6月15日（月）
参加申込書提出期限	令和8年（2026年）6月17日（水） 17時まで
参加資格確認通知	令和8年（2026年）6月19日（金）
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）6月29日（月） 17時まで
ヒアリング	令和8年（2026年）7月 1日（水）（予定）
選定結果通知	令和8年（2026年）7月 3日（金）頃（予定）

## 8 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

## 9 質問書

本手続に参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限る。

### (1) 提出書類

質問書（様式1）

### (2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛に電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に、提出した旨を電話すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

### (3) 提出期限

令和8年（2026年）6月12日（金） 17時まで

### (4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年（2026年）6月15日（月）までに熊本県ホームページに掲載する。

## 10 参加申込

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 会社概要（様式4）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

エ 業務実績調書（様式5）

オ 管理技術者届（様式6-1）、照査技術者届（様式6-2）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 提出期限及び提出方法

令和8年（2026年）6月17日（金）17時まで

持参または郵送（書留郵便に限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

### (4) 提出先

本実施要領の末尾に記載

※参加申込書を提出したものの企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を上記提出先に持参又は郵送（書留郵便に限る）により企画提案書の提出期限までに提出すること。

## 11 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式8）

イ 企画提案内容（任意様式）

① JR肥薩線復興アクションプラン及び坂本地区まちづくり計画の内容を踏まえた上で、坂本駅及び駅周辺の地域一帯が鉄道を軸として持続的に発展するための方向性の検討に向けた取組み・考え方について

② 事業の実施にかかる行程並びに関係機関との連携を含む業務実施体制の構築について

③ 基本仕様書に定めた業務内容項目（各種情報の把握・整理、分析等）の具体的な取組み手法について

ウ 見積書及び見積明細（任意様式）

エ 事業者の取組に関する申出書（指定様式）

### (2) 提出部数

正本1部、副本7部

### (3) 提出期限

令和8年（2026年）6月29日（月）17時まで

持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

### (4) 提出先

本実施要領の末尾に記載

(5) 注意事項等

- ア 担当者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。
- イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。
- ウ 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書の内容について、県から問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。

1.2 最適提案者の選定方法

(1) 審査方法

選定審査委員会において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を選定する。

ただし、採用基準点を60点とし、各審査委員の評価点の平均が採用基準点に満たない場合は採用しない。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

以下のとおり、評価基準を設ける。

評価項目		評価事項	配点
1 業務実績の評価		①同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。	10
		小計	10
2 企画提案内容に関する評価	業務内容の理解	②県内及び県南地域の地域特性及び公共交通の現状・課題を十分理解しているか。	15
		③提案内容が、JR 肥薩線復興アクションプランや坂本地区復興まちづくり計画の方向性に沿ったものであるか。	15
	工程・業務体制	④実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。	10
		⑤工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	10
	実施方法	⑥各種調査手法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能な内容になっているか。測量等の専門的な技術を有するスタッフが配置されているか。	10
		⑦リスク分析の手法が具体的に示され、客観的な評価指標を設定できる内容になっているか。	10
	ヒアリング	⑧知識や経験、根拠等に基づいたプレゼンテーションであり、内容が的確でわかりやすく、説得力があるか。	5
		小計	75
3 見積金額の評価		⑨業務に対して見積金額が適切か。	10
		小計	10
4 加点項目	事業者の取り組み	⑩次の項目に該当するか。(各1点、上限5点) ア. 熊本県ブライツ企業の認定を受けていること イ. 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達	5

	実績（当該年度又は前年度）があること ウ. 協力雇用主制度に登録していること エ. 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等を受けていること ※再エネ 100 宣言 REAction の参加については、6（2）評価基準日の前月までを対象とする。 オ. 森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること カ. 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること キ. 熊本県SDGs登録制度に登録していること ク. パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録していること	
	小計	5
合 計		100

## ②採点基準

①の各評価事項に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

判断基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

※「事業者の取組」には採点基準を適用しない。

## (3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 「6 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 見積額が委託上限額を超過している場合
- カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 1.3 ヒアリングの実施

### (1) 実施日

令和8年（2026年）7月1日（水）を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者

配置予定管理技術者を含めた3名以内

(3) 内容

提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20分以内）及び質疑応答形式で行う。当日の追加資料は認めない。

※パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること（審査会場にある大型モニターに接続するにはHDMI端子の受けがあるパソコンが必要）。

※ヒアリングは、非公開とする。

1.4 選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

1.5 契約の締結等

(1) 契約は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の候補者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、以下同様とする。

(2) 契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付する必要がある。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行した時に還付する。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（※）、契約保証金は免除する。

(3) 委託料の支払いは、精算払いとする。

<p>※熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（契約候補者決定後、申請が必要）</p> <p>ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合</p> <p>イ 熊本県の入札参加資格を有し、過去2年の間に国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結してこれらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合</p>
--

1.6 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、契約候補者の選定以外に使用しない。

(4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- (5) 提案者が1者のみであった場合でも、本手続の選定は実施する。
- (6) 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

#### 1.7 提出先及び問合せ先

熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課公共交通強化室地域交通班  
(熊本県庁行政棟本館6階)

担当：田村

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2167

電子メールアドレス koutsuukyoka@pref.kumamoto.lg.jp